

令和7年度宮城県県産工芸品海外販路開拓支援業務
業務委託仕様書（案）

1 委託業務の実施

宮城県（以下「発注者」という。）が実施する「令和7年度宮城県県産工芸品海外販路開拓支援業務」（以下「委託業務」という。）の実施について、事業実施者（以下「受注者」という。）は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

2 実施目的

香港において県産工芸品・デザイン雑貨のテストマーケティングを実施し、その結果をフィードバックすることにより、現地ニーズを踏まえた商品のブラッシュアップや、テストマーケティング結果を踏まえた県内事業者の今後の海外展開を支援することで、香港における販路開拓や取引拡大につなげる。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月16日まで

4 委託業務の内容等

上記目的を達成するために、発注者は、受注者に対し、下記の内容により本事業の委託を行う。事業の実施にあたっては、受注者は、発注者と十分調整を行うものとする。

(1) 委託事業

集客力のある香港の実店舗において、現地の一般消費者を対象とした県産工芸品・デザイン雑貨のテストマーケティングやPRを実施し、その結果のフィードバックや助言・指導を行うことにより、県内事業者の主体的な商品開発・改良や価格設定などを促し、今後のビジネスの進め方も含めて支援する事業とし、これに必要な以下の業務を行うものとする。

① 事前セミナーの企画・開催

香港における工芸品・デザイン雑貨の市場概況や海外展開におけるノウハウを提供するセミナーの企画・連絡調整を仙台市内において1回開催する（オンライン可）。なお、会場の借上に係る経費については別途発注者が負担する。

② 実店舗におけるテストマーケティング実施

イ 香港の実店舗（セレクトショップ、百貨店など）において、テストマーケティングを実施するとともに、集客のためホームページやSNS等を活用し、現地の一般消費者に対して広く情報発信する。

ロ テストマーケティング期間終了後、詳しい販売実績や来店者アンケートの集計・分析結果を県内事業者へフィードバックする。

ハ その他、テストマーケティングの効果を高める取組みを実施する。

＜想定される取組み例＞

- ・ECサイトでのテストマーケティング実施
- ・複数店舗でのテストマーケティング実施
- ・実店舗等でのワークショップ開催
- ・現地デザイナーと連携した商品開発
- ・インフルエンサーを活用したSNSでの情報発信

③ フォローアップの実施

イ テストマーケティングの結果を踏まえ、参加者との個別面談を実施し（オンライン可）、今後の香港での販路開拓に向けて、商品開発・改良や価格設定、今後のビジネスの進め方について助言・指導を行う。なお、会場の借上に係る経費については別途発注者が負担する。

ロ 参加者以外も対象としたテストマーケティングの報告会の企画・連絡調整を仙台市内において1回開催する（オンライン可）。なお、会場の借上に係る経費については別途発注者が負担する。

④ 報告書の作成

事業終了後、事業の実績をまとめた報告書を作成し、発注者に提出する。

(2) 委託事業実施の条件

イ 受注者は、実店舗において2か月間以上、県内事業者10者以上の商品のテストマーケティングを実施すること。なお、販売形態は、買取か委託販売のいずれかによる。

ロ 受注者は、実店舗の借上や店舗スタッフに係る経費を負担する。また、商品の運送料、関税、VAT（付加価値税）等の経費の負担は企画提案の内容による。

ハ 受注者は、商品選定にあたっては、県内事業者と個別面談を実施し（オンライン可）、香港市場のニーズも踏まえ、発注者と協議の上決定すること。

ニ 受注者は、テストマーケティングの商品として応募があつて、かつ選定しなかった場合は、その理由を県内事業者に対してフィードバックすること。

ホ 受注者は、現地バイヤーのニーズがあれば、県内事業者とのオンライン商談を設定すること。

ヘ 受注者は、発注者が求めた場合には、業務完了以前であっても、テストマーケティングの暫定結果など、業務の進捗状況に関する資料を提出しなければならない。

5 成果品の納品及び部数

(1) 受注者は、4 (1) ④に規定する報告書を次により提出するものとする。

イ 紙媒体 1部

ロ 電子媒体（電子データを記録したDVD） 1組

(2) (1) イの電子媒体には、テストマーケティングの様子が分かる写真（JPEG形式）を格納すること。

6 守秘義務等

(1) 機密の保持

受注者（再委託により受注者した者を含む。以下同じ。）は、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

7 成果品の利用（二次利用等）

委託業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとするほか、発注者は、委託業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応するものとする。

8 委託業務の手続

委託業務の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

9 成果指標

本事業は「みやぎ発展税」を財源とすることから、県が掲げる県内総生産10兆円の達成に向け、商談機会の創出による海外ビジネス振興による企業活動の活性化等を主眼として、県と連携の上取り組むこと。

10 その他

上記以外の事項について処理する必要がある場合は、受注者は発注者と速やかに協議の上、互いに誠意を持って解決に取り組むこととする。